

今号は、今月中旬に発表された「平成31年度 税制改正大綱」について要点をご紹介します。

1. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予の創設

法人に続き、個人事業者についても事業承継を円滑に行うため、一定の要件下で、納税の猶予・免除をする措置が創設されます。

2019年1月1日から平成2028年12月31日までの間に、「認定相続人(※1)」又は「認定受贈者(※2)」が、相続等又は贈与により**特定事業用資産**(面積400㎡までの土地、床面積800㎡までの建物、及び建物以外の減価償却資産で青色申告書の貸借対照表に計上されているもの。ただし、不動産賃貸業を除く。)を取得し、**事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人(認定受贈者)が納付すべき相続税額又は贈与税額のうち、相続等又は贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税(贈与税)の納税を猶予すること**となります。

(※1) **認定経営革新等支援機関**(国の認定を受けた税理士など)の指導及び助言を受けて作成された**承継計画**に記載された後継者をいいます。

(※2) 20歳以上(2022年4月以後は成人年齢の引き下げに伴い18歳以上)である者をいいます。

また、次の場合には猶予税額の全額、又は一部が免除されます。

(1) 全額免除

① 認定相続人又は認定受贈者が、**死亡の時まで特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合。**

② 相続税又は贈与税の**申告期限から5年経過後に次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合、その他一定の場合。**

(※) 承継した事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付することに(利子税も加算)。

(2) 一部免除

① 経営環境の悪化等一定の要件を満たす理由で、同族関係者以外の者へ**特定事業用資産を一括して譲渡する場合、その他一定の場合。**

その他注意すべき点

- ・この規定の適用にあたっては、被相続人は相続開始前、認定相続人は相続開始後において、**それぞれ青色申告の承認を受けていなければならない**、また、**3年毎の継続届出書の提出**など、一定の要件を満たす必要があります。
- ・この納税猶予の適用を受ける場合には、**特定事業用資産等について小規模宅地等の特例の適用が不可となります。**

2. 民法改正に伴う措置

以前のレポート(財務 VOL. 111)で紹介した民法の改正に伴い、相続税法において次の措置が講じられました。

【Ⅰ】配偶者居住権・敷地利用権の評価

配偶者が取得した「**配偶者居住権及び敷地利用権**」(終身又は一定期間無償で自宅に住み続けることができる権利)については、相続税の課税対象となり、また、その権利設定対象となった建物及び敷地等は、**通常の評価額から配偶者居住権等相当額を控除して評価**し、相続税の課税対象とすることになります。

【Ⅱ】特別寄与料に対する相続税の課税上の取扱い

特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額(※3)が確定した場合には、その特別寄与料を**遺贈により取得したもの**とみなし、**特別寄与者に相続税が課されます**。また、その特別寄与料を支払う各相続人については、その額を**相続税の課税価格から控除**します。なお、寄与を受ける者は**必然的に2割加算の対象**となるものと思われます。

(※3) 法定相続人以外の親族が、生前に被相続人の介護や看病、その他の労務提供等による貢献の対価を相続人に請求できる金銭

3. 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の見直し

小規模宅地等の減額の特例のうち**特定事業用宅地等**(課税評価額8割減)について、**相続開始前3年以内に事業のように供されたもの**(当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く。)については、**適用対象から除外**されることとなり、相続直前に最低限の形式を整えるだけの駆け込み節税が封じられることとなります。

4. 住宅借入金特別控除の特例の創設

住宅借入金特別控除のうち、**消費税等の税率が10%である住宅の取得等**をし、**2019年10月1日から2020年12月31日までの間に**居住の用に供した場合について、その**控除期間を13年(通常10年)**とし、かつ、**11年目から13年目**の各年の控除においては税率2%引き上げ分の負担に着目し**次のいずれか少ない金額を控除できる**(10年目までは通常と同じ控除額)こととなります。

(1) 一般の住宅

- ① 借入金の年末残高(4,000万円を限度)×1%
- ② 住宅取得の対価又は費用の額(税抜とし、4,000万円を限度)×2%÷3

(2) 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅等

- (1)の限度額4,000万円が5,000万円に置き換わる。

5. 教育資金贈与の非課税措置の見直し

以下の改正点を加えた上で、適用期限が**2021年3月31日まで2年間延長**されます。

- (1) 受贈者の前年の**合計所得金額が1,000万円を超える場合は非課税適用不可**とする(2019年4月1日以後に取得する信託受益権等について適用)。
- (2) **23歳から30歳未満の趣味、習い事等に対する費用を非課税の対象外とする**(2019年7月1日以後に支払われる教育資金について適用)。
- (3) 信託受益権を付与された日から**3年以内に贈与者が死亡した場合**、死亡した日において下記のいずれにも該当しない場合は、**使い切っていない教育資金の残額について、相続税の課税対象となる**(2019年4月1日以後に贈与者が死亡した場合に適用、ただし、**同日前に付与された信託受益権については対象外**)。

- ① **受贈者が23歳未満である**
- ② **受贈者が学校等に在学している**
- ③ **受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている**

- (4) 受贈者が30歳に達した場合に上述(3)の②または③のいずれかに該当する場合には、該当している限り、**最長40歳まで教育資金非課税の終了期間が延長される**。期間終了時の未使用教育資金残額は贈与税の課税対象となる(2019年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用)。

6. ふるさと納税の見直し

ふるさと納税について、過度な返礼を行う自治体をふるさと納税の対象外にできるよう以下のような指定基準が設けられます。

- (1) 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等

- (2) (1)の都道府県等で返礼品を送付する場合には以下のいずれも満たす都道府県等

- ① **返礼品の返礼割合を3割以下とすること**
- ② **返礼品を地場産品とすること**

上記の改正は、**2019年6月1日以後**に支出された寄附金について適用されます。